

議案第10号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

平成24年 2 月 15 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例
川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第5
0号）の一部を次のように改正する。

第56条第1項中「事業者は」を「何人も」に改め、同条第2項中「事業者
以外の者及び前項ただし書の燃焼行為を行う事業者」を「前項ただし書の燃焼
行為を行う者」に改め、同条第3項中「事業者」を「者」に改める。

第127条の4第1項中「5,000平方メートルを超える」を「2,00
0平方メートル以上の」に改める。

第127条の8第1項中「5,000平方メートル以下」を「2,000平
方メートル未満」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で
定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例（以下「新条例」という。）第127条の4第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する計画の通知が行われる建築物について適用し、施行日前に同法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する計画の通知が行われた建築物については、なお従前の例による。
- 3 施行日から起算して21日が経過する日までの間に、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する計画の通知が行われる建築物（床面積（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積）の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル以下のものに限る。）に係る新条例第127条の4第1項の規定の適用については、同項の規定中「建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する計画の通知をしようとする日の21日前までに」とあるのは、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例（平成24年川崎市条例第 号）の施行の日以後速やかに」とする。
- 4 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

建築物に係る環境への負荷の低減に関する制度における特定建築物環境計画書を提出しなければならない建築物の規模を引き下げ、及び屋外燃焼行為の制限の対象となる者の範囲を拡大するため、この条例を制定するものである。